

## ～ジャンボタニシの薬剤購入費を一部補助します～

菊川市ではジャンボタニシ対策として、ジャンボタニシの防除及び殺剤を目的に散布した薬剤の購入費の一部を補助する制度「菊川市農作物危害生物駆除事業費補助金」を実施します。



### ☆補助対象者

- ・市内の農地で水稻生産を行う者
- ・申請年度の4月1日から7月31日までに補助対象薬剤（※）を購入した者
- ・申請年度の4月1日から7月31日までに市内の農地に補助対象薬剤（※）を散布した者
- ・市税を滞納していない者

### ※補助対象薬剤

農林水産省に登録されているジャンボタニシの防除及び殺剤を目的とした薬剤

### ☆補助率

補助率（A）	上限額（B）
補助対象薬剤購入費の3分の1以内	50,000円

※Aに100円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。  
※AとBを比較し、少ない方の額が補助金額となります。

### ☆申請方法

- ①交付申請書（様式第1号）に住所、氏名、連絡先、補助金額、事業の目的を記入する。
  - ②事業実績書（様式第2号）に確認事項、実施した事業の内容、市補助金所要額算定を記入する。
  - ③申請に必要な書類一式（申請年度の営農計画書、購入した対象薬剤の領収書、薬剤を散布した数量がわかる写真）を用意する。
  - ④交付申請書（様式第1号）と事業実績書（様式第2号）に③の資料一式を添付し、市役所へ直接提出する。（※郵送不可）
- 申請完了 ※申請方法の詳細は、裏面をご参考にしてください。

### ☆申請期限

- ・申請年度の8月31日を申請受付期限としますので、必ず期限内に申請を行ってください。

### ☆注意事項

- ・補助の対象となるのは、申請年度の4月1日～7月31日までに購入した薬剤で散布を実施した事業になります。
- ・申請は一人一回までとなります。薬剤を複数購入した場合はすべての領収書及び散布した数量がわかる写真が必要になります。
- ・申請受付期限に関わらず、予算がなくなり次第、当年度の受付を終了させていただきますのでご了承ください。

### ○その他

菊川市ホームページにて、静岡県が実施したジャンボタニシの研究結果やジャンボタニシの対策方法をまとめた資料を掲載しておりますので、ぜひご覧いただき、ご参考にしてください。

（菊川市ホームページ：<https://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/nourin/jambotanishi.html>）

### ○お問い合わせ

菊川市 建設経済部 農林課 農業振興係

（電話：0537-35-0938）

（メールアドレス：[nourin@city.kikugawa.shizuoka.jp](mailto:nourin@city.kikugawa.shizuoka.jp)）

## ☆申請方法

- ①交付申請書（様式第1号）に住所、氏名、連絡先、補助金額、事業の目的を記入する。
- ②事業実績書（様式第2号）に確認事項、実施した事業の内容、市補助金所要額算定を記入する。（例1、2参照）

（例1）

土地の所在地番	薬剤名	散布面積 (㎡)	散布量 (kg)
菊川市堀之内61-1	ジャンボたにしくん	1.000	4
菊川市堀之内61-2	ジャンボたにしくん	1.000	4
菊川市堀之内61-3	ジャンボたにしくん	1.000	4



薬剤名	ジャンボたにしくん
購入量 (kg)	12
購入費 (円)	15,000

⇒  $15,000円 \times 1 / 3 = 5,000円$  (補助金額)

（例2）

土地の所在地番	薬剤名	散布面積 (㎡)	散布量 (kg)
菊川市堀之内61-4	スクミン	9.000	36
菊川市堀之内61-5	スクミン	9.000	36
菊川市堀之内61-6	スクミン	9.000	36



薬剤名	スクミン
購入量 (kg)	108
購入費 (円)	162,000

⇒  $162,000円 \times 1 / 3 = 54,000円 > 50,000円$  (補助金額)

(※補助上限額が50,000円なので、補助金額は50,000円となる。)

- ③申請に必要な書類一式（申請年度の営農計画書、購入した対象薬剤の領収書、薬剤を散布した数量がわかる写真）を用意する。

### ・営農計画書（例）

### ・領収書（例）

### ・薬剤を散布した数量がわかる写真（例）



- ④交付申請書（様式第1号）に事業実績書（様式第2号）と③の資料一式を添付し、申請受付期間内（8月31日まで）に市役所へ直接提出する。→申請完了

## ☆申請期限

- ・申請年度の8月31日を申請受付期限としますので、必ず期限内に申請を行ってください。

## ☆注意事項

- ・補助の対象となるのは、申請年度の4月1日～7月31日までに購入した薬剤で散布を実施した事業になります。
- ・申請は一人一回までとなります。薬剤を複数購入した場合はすべての領収書及び散布した数量がわかる写真が必要になります。
- ・申請受付期限に関わらず、予算がなくなり次第、当年度の受付を終了させていただきますのでご了承ください。